

○ 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）

新旧対照表（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）				別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）			
一 (略)				一 (略)			
二 給与				二 給与			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間		人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
規則九―	第六条の	通知した	五年	規則九―	第六条の	通知した	五年
一四七（	通知の文	日		一四七（	通知の文	日	
給与法附	書等の写			給与法附	書等の写		
則第八項	し			則第八項	し		
の規定に				の規定に			

備考	三〇二十 (略)	る 俸給)	規定によ	十三項の	項又は第	第十二	則第十項	給与法附	一四八(規則九一	月額)	よる俸給
							書等	関する文	の承認に	第十二条		
										取得の日		
										五年		

備考	三〇二十 (略)		(新設)	月額)	よる俸給
			(新設)		
			(新設)		
			(新設)		

一
§
三
(略)

一
§
三
(略)